

名護市 IT 人材育成特区

都道府県名：

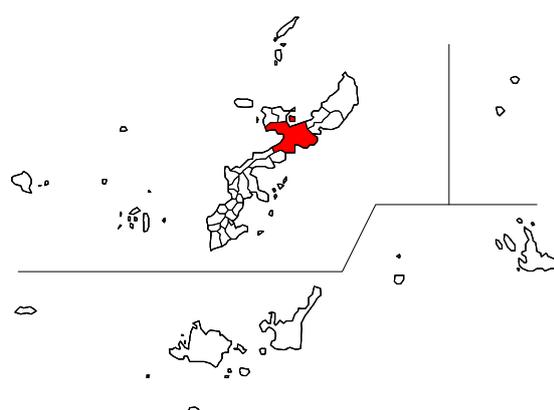
沖縄県

申請主体名：

名護市

区域の範囲：

名護市の全域



特区の概要：

名護市は、平成 14 年施行された沖振法により、「情報通信産業特別地区」の指定を受け国際情報通信・金融特区構想が推進されている。IT 企業を市に誘致することで、地元や周辺地域の雇用機会を増大させる他、本市は沖縄県の推進する沖縄県マルチメディア構想のもと、IT 系人材の育成に努めている。

高度な IT 系人材を育てることは重要なことであり、本 IT 人材育成特区の実現は本市ばかりでなく県にとっても非常に有意義なものである。本市における IT 技術者合格率の向上、資格保持者の増加は県の発展に大きく寄与することになる。

適用される規制の特例措置：

・ 講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除



IT 関連講座の授業風景



資格取得に向けて言語演習に取り組む学生